大館市農業委員会総会議事録

令和3年2月15日

大館市農業委員会総会議事録								
1. 開会の日時 日		日時	令和:	3年2月1	15日()	目)午後	2時00分	分開会
お	よび場所	場所	比内約	総合支所	3 階	大会議室		
2. 出席	幹委員の氏 々	名(18夕	名)					
1番	渡邊 久	.留美	8番	高坂	千悦	16番	菅原	和久
2番	石山	元一	9番	藤盛	久登	17番	虹川	マキ子
3番	阿部 直	重信	10番	菅原	一成	18番	安部	本美
4番	斎藤	重春	11番	小畑	美恵子	19番	渡邉	. 久雄
5番	小林 ラ	人樹	13番	畠山	繁司			
6番	小畑	純市	14番	浅利	瑞穂			
7番	伊藤	昇	15番	糸屋	由衛門			
3. 欠原	席委員の氏々	名(14	名)					
12番	富樫	英悦						
4. 委	議員以外の出 職氏名	席者				なし		
	机人有							
5. 出席した事務局 局		長	佐々木	金義				
職員の職氏名 次 係		長	佐藤	正樹				
		係	長	宮崎	直人			
6. 議事	録署名委員	16 7	番	菅原 和	火	17番	虹川	マキ子
7. 書記		宮	崎 直	人		<u>l</u>		

	報告・議案
報告第3号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知に ついて
議案第6号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第7号	農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利) 設定許可申請書の送付について
議案第8号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付に ついて
議案第9号	農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第 10 号	農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

一 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。 事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数19名中18名の出席であります。よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

~異議なしの声多数あり~

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 16 番 菅原 和久 委員、議席番号 17 番 虻川 マキ子 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(1月総会~2月総会)について
- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知 について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第6号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

8ページをお開き願います。

議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分 について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、 これの処分(許可、不許可の決定)について意見を求める。

令和3年2月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、9 ページのNo.5 から 12 ページのNo.12 までの 8 件で、地目は田が 52,727 ㎡、畑が 3,045 ㎡、面積合計は 55,772 ㎡となっております。

譲受の事由は、No.5 とNo.8 が「受贈」で、No.6、No.11、No.12 が「経営拡張」、No.7 が「農地売買支援事業により」、No.9、No.10 が「自作地相互の交換」となっております。

なお、No.7 の「農地売買支援事業」というのは何かと申しますと、農業公 社を通した売買のことで、今回は分割払いのケースです。

農業公社が買い受けた農地を、譲受人が平成 26 年から 7 年間、耕作を続けながら分割で支払ってきたもので、今年度、支払いが終了したことから所有権移転するというものです。

No.5 からNo.12 までの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 8 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号(第 1 号~第 7 号)に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第6号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第6号について原案どおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第7号『農地法第5条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13ページをお開き願います。

議案第7号 農地法第5条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設 定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求める。

令和3年2月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、14 ページのNo.3 の 1 件で、地目は田で面積は 1,227 ㎡となっております。

まず、転用の内容ですが、ドラッグストアチェーンの経営や調剤薬局経営 などの事業を行う賃借人が、事業拡大のため申請地と隣接する宅地を借りて、 平屋建ての店舗(ドラックストア)と駐車場などを整備しようとするもので あります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。 まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は市立山瀬小学校の北西、約200m地点に位置し、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について でありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの で、問題は無いものと考えます。

№.3 の位置図及び配置図は15、16ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.3 の現地調査の結果を議席番号 11番の 小畑 美恵子 委員よりご報告願います。

11番

11番の小畑 美恵子です。

議案第7号のNo.3 につきまして、去る2月4日に 富樫 英悦 委員と事務局 2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は15ページの位置図になります。

この場所は、国道 7 号を鷹巣方面に向かい、田代大橋を渡り 400m ほど進んだ市道岩瀬山田線との十字路を更に約 100m 直進した、右側のたけのこ館隣地の宅地の後にある農地で、地目は田、保全管理されておりました。

16ページの配置図にありますように、国道に面する宅地と一体利用し、店舗を建築し賃貸借する計画であります。

事業総面積は3,584.64 m²、店舗、通路、駐車場等を設置する計画であり、 うち転用面積は1 筆1,227 m²となっております。

転用するにあたって、隣接地に影響が無いよう不陸整正を行い、東側の一部法面は張芝を施し、土砂の流出を防止します。

また、建物周囲はアスファルト舗装を施し、雨水排水は側溝を敷地内に新

設し、勾配利用し新設集水桝を経由し谷地堰水利組合管理の排水路に接続、 放流する計画で水利組合の同意も得ております。

事業敷地境界には、民家との目隠しフェンスや車止めを周囲に設置すると しています。

北側隣接農地(田)は現在未耕作地でありますが、この農地へは、西側通路を利用し、取り外しができる車止めフェンスを設けることから出入りは可能としています。

また、生活雑排水は公共下水道を利用するということで、本案件については特に問題はないものと見てまいりました

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、小畑 美恵子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 7 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第7号について原案どおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第8号『農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17ページをお開き願います。

議案第8号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請が あったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求め る。

令和3年2月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、18 ページのNo.3 の 1 件で、地目は畑で、面積合計は 806 m^2 になります。

転用の内容ですが、建築工事の請負や不動産の売買・分譲などの事業を行う申請人が、申請地を譲り受けて二区画の宅地分譲地を整備しようとするものです。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いた します。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてでありますが、申請地は県立大館鳳鳴高校の南東、約300m地点に位置する市街地の区域内にある農地であり、都市計画法の規定する用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断されます。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について でありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの で、問題は無いものと考えます。

No.3 の位置図及び配置図は 19、20 ページに記載のとおりであります。 よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.3 の現地調査の結果を議席番号 11番の 小畑 美恵子 委員よりご報告願います。

11番

11番の小畑 美恵子です。

議案第8号について、去る2月4日に現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は19ページの位置図になります。

この場所は、市街地から市道新町長根山線を長根山方面へ向かい、大館鳳鳴高校テニスコート、いとく大館東店の信号十字路を右折、市道東台2号線を150mほど進んだ十字路を左折し、市道長根山3号線を80m進んだ右側農地で、地目は畑、保全管理されていました。

20ページの配置図にありますように、宅地分譲地(2区画)として転用しようとするものです。

当該地に隣接する四方には農地は無く、北側、西側は道路、東側、南側は 宅地で東側境界には既設のコンクリートブロックがあります。

用地造成につきましては、30 cmほど砕石盛土を行い、レベルを合わせ四方 への土砂流出は発生しない計画であります。

雨水排水については、地下浸透及び北側市道側溝へ流出させる計画であり、 また、分譲後の汚水・生活雑排水は公共下水道を利用することで特に問題は 無いものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、小畑 美恵子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 8 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第8号について原案どおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第9号『農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)』 を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21ページをお開き願います。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積 計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見 を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、 これを承認することについて併せて意見を求める。

令和3年2月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

22 ページから 29 ページまでには、令和 2 年度農用地利用集積計画(第 10 号)の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 473 から新 - 597 までの 125 件であります。

契約期間別の内訳についてでありますが、契約期間 2 年が 2 件、3 年が 90件、5 年が 19 件、6 年が 2 件、10 年が 12 件で、地目は田の面積が 654,938.06 ㎡、畑の面積が 1,073 ㎡、面積合計は 656,011.06 ㎡であります。

次に、30ページから33ページまでには、利用権を再設定するものが記載 されております。

再-359 から再-420 までの 62 件であります。

契約期間別の内訳についてでありますが、契約期間 1 年が 3 件、2 年が 1件、3 年が 51 件、5 年が 4 件、6 年が 2 件、10 年が 1 件で、地目は田の面積が 308,699.08 ㎡、畑の面積が 10,807 ㎡、面積合計は 319,506.08 ㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、 権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第9号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願いします。

初めに、『29 ページの新-586 を除いた 22 ページの新-473 から 29 ページの新-597 まで』を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『新-586 を除いた 新-473 から新-597 まで』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『29ページの新-586』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号8番 高坂 千悦 委員は退席願います。

(8番高坂千悦委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『新-586』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号8番 高坂 千悦 委員は入室をお願いします。

(8番 高坂 千悦 委員入室し着席)

次に、『30ページの再-359から33ページの再-420まで』を審議します。 何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『再-359 から再-420 まで』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 10 号『農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)』 を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

34ページをお開き願います。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積 計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見 を求める。

令和3年2月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

35ページには、令和2年度農用地利用集積計画(第10号)のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-12 の 1 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田、面積は 3,706 ㎡となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転 する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第10号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 10 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

~異議なしの声多数有り~

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後3時15分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月15日

議長

議事録署名委員	16	番

議事録署名委員 17番

議案第 6 号 No. 5		所有権移転 - 賃借権設定	· 使用貸借権設定
土地の所在		大館市出川字上屋布岱・・・・・	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	大館市字三ノ丸・・・	0000
胡		住所	氏 名
	譲受(借)人	大館市出川字上屋布岱・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局 農地振頻	興係 宮崎 直人

		T
条 項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、2月5日、富樫英悦 農業委員と小畑純市農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議案第6号 No.6		所有権移転 - 賃借権設定	· 使用貸借権設定
土地の所在		大館市二井田字上四羽出・・・・・	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	大館市美園町・・・	0000
請 一		住所	氏 名
譲受(借)人		大館市二井田字上四羽出・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局 農地振頻	興係 宮崎 直人

		T
条 項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、2月5日、富樫英悦 農業委員と小畑純市農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議案第6号 No.7		所有権移転 - 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市粕田字中羽立・・・・ ほか・筆	
		住 所	氏 名
申請者	譲渡(貸)人	秋田市山王四丁目・・・	0000
胡		住所	氏 名
譲受(借)人		大館市字長木川南・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局 農地振頻	興係 宮崎 直人

 条 項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号(全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本案件は、農地売買支援事業による農地の取得代金の分割支払いが済んだことから権利移転するもので、権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。なお、2月8日、藤盛久登 農業委員と浅利瑞穂農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議案第6号 No.8		所有権移転 - 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市山田字杉の沢・・・・ ほか・筆	
申請者		住所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市山田字長根道・・・	0000
胡		住所	氏 名
譲受(借)人		大館市山田字長根道・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作 成 者		農業委員会事務局 農地振頻	興係 宮崎 直人

r		
条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本案件は、後継者である同居する孫へ生前贈与するものであり、権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、2月7日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

議案第 6 号 No. 9		所有権移転 - 賃借権設定	• 使用貸借権設定
土地の所在		大館市山田字家下・・・・	
申請者		住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市山田字山田・・・	0000
胡	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	$\triangle\triangle\triangle$
作成者		農業委員会事務局 農地振り	興係 宮崎 直人

条 項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、2月7日、石山元一 農業委員と前田主幸推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

静	[案第6号 No.10	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市山田字前田・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	0000
	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作 成 者 農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		興係 宮崎 直人

/A 175	Nul Nut on TII de	プシフェ をなかり
条 項 ————	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。なお、2月7日、石山元一農業委員と前田主幸推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

諺	養案第 6 号 №.1 1	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在 大館市比内町扇田字大谷地・・・・・		地・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字南扇田・・・	0000
	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市比内町扇田字大谷地・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作 成 者 農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		興係 宮崎 直人

	T	
条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、2月7日、渡邉久雄農業委員と萬田信市推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない

諸	[案第6号 No.12	所有権移転 · 賃借権設定 · 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字清水	л
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字上五日市・・・	0000
	譲受(借)人	住所	氏 名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	$\triangle\triangle\triangle$
	作 成 者 農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		興係 宮崎 直人

条項	判断の理由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、 保有している機械の能力、農作業に従事する家族の 状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべ てを効率的に利用できるものと見込まれる。	するしない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	するしない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	するしない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	するしない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面 積10aを超える。	するしない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	するしない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。なお、2月7日、渡邉久雄農業委員と萬田信市推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	するしない